別添三十九3・中「ＪＩＳ　D8301―1993」を「ＪＩＳ　D8301」に改め、同別添6・1・中「二輪自動車」の下に「及び側車付二輪自動車」を加える。

別添四十3・中「ＪＩＳ　D8301―1993」を「ＪＩＳ　D8301」に改め、同別添6・1・中「二輪自動車」の下に「及び側車付二輪自動車」を加え、同別添6・5・の別表中「二輪自動車」の下に「又は側車付二輪自動車」を加える。

別添百十一中「別添112　後付消音器の技術基準」の次に次の項目名を付する。

Ⅰ　全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

別添百十一1・中「以下同じ。）」の下に「であって、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める測定方法により測定した加速走行騒音を有効に防止するもの」を加え、同別添2・中「後付消音器の区分」を「全開加速走行騒音有効防止後付消音器の区分」に、「後付消音器を次のとおり区分する。」を「全開加速走行騒音有効防止後付消音器を次のとおり区分する。」に改める。

別添百十一別記様式2・の次に次のように加える。

Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、新たに運行の用に供しようとする際に細目告示第40条第１項第４号、第５号、第118条第１項第３号イ若しくはロの規定が適用される自動車又は細目告示第252条第１項第３号若しくは細目告示第268条第１項第３号の規定が適用される原動機付自転車に備える後付消音器（次に掲げる消音器以外の消音器をいう。以下同じ。）であって、協定規則第41号又は第51号に定める方法により測定された加速走行騒音を有効に防止するものに適用する。

⑴　指定自動車等に備えられている消音器

⑵　次の自動車に備える消音器

①　側車付二輪自動車

②　三輪自動車

③　大型特殊自動車

④　小型特殊自動車

2.　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴又は⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

⑴　協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.2.に限る。）に適合すること。

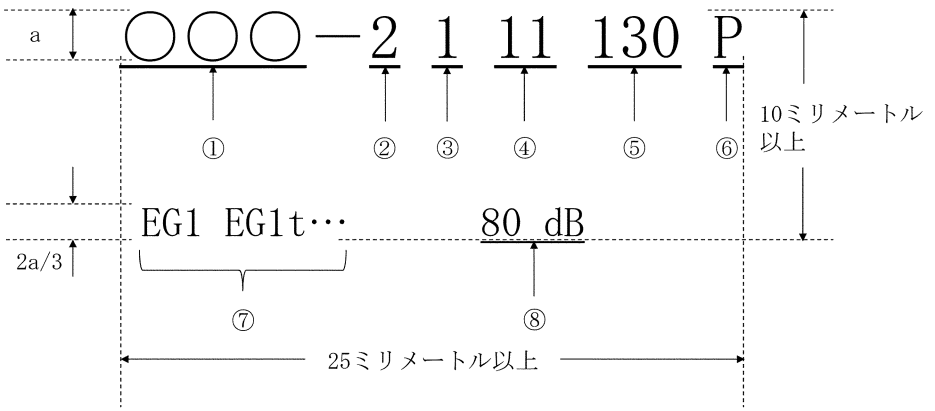
⑵　協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則6.2.2.に限る。）に適合すること。

3.　表示

この基準に適合することが保証された後付消音器に対しては、別記様式に定めるところにより性能等確認済表示を行う。

別記様式

1.　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の性能等確認済表示



a：４ミリメートル以上

①　性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）

（後付消音器に付される識別番号（７桁以上の数字））

②　識別番号　１桁目　後付消音器の個数

③　識別番号　２桁目　触媒の有無（１：触媒付、０：触媒なし）

④　識別番号　３・４桁目　性能等を確認した年（西暦）の下２桁（例えば、西暦2016年は「16」）

⑤　識別番号　５桁目以降　性能等を確認した機関等が定める識別番号（３桁以上の数字）

（加速走行騒音の値に係る記号）

⑥　アルファベット「P」（2.⑴又は⑵に適合するものであるとき）

（後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式）

⑦　原動機型式　後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式（過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。）

（後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値）

⑧　近接排気騒音値（dB）　後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百八十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月二十日　　国土交通大臣　石井　啓一